令和8年度

放課後児童クラブ利用案内

上越市では、保護者等が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、遊びを主とする活動の場を提供し児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、放課後児童クラブ(以下「クラブ」)を開設しています。

(; (;	運営内容について …)開設場所② 対象児童③ 開設時間④ 閉設日⑤ クラブの活動		P1
(2)	利用手続きについて)必要書類 ② 利用形態 ③ 利用申請手続き ④ 利用中止手続き ⑤ 利用承認の取り消し		P1~3
(2	利用料金等について)利用料金)減免申請手続き)納付方法		P3~6
(2 (3 (4 (5 (6	放課後児童クラブ利用() 送迎について () アプリ登録について () 緊急時の連絡等についる () 学級閉鎖等に伴う利り (i) クラブへの事前訪問((i) 土曜日等の昼食について (i) 保険について	ハて 用制限について こついて	· P6∼7
5	おやつについて ※放課後児童クラブ開記	 设場所一覧	P7~8 P9

上越市教育委員会 学校教育課 学童保育係 〒942-8563 上越市下門前 1770 番地 上越市教育プラザ内 電 話: 025-545-9271

問合せ先…学校教育課、各放課後児童クラブ、各区総合事務所

1 運営内容について

- (1) 開設場所 別添の「放課後児童クラブ開設場所一覧」を参照してください。 ※土曜日は開設場所を限定しています。
- (2) 対象児童 上越市内に住所を有し、昼間、保護者等が不在となる家庭の児童(1~6年生まで) ※ **保護者等**とは … 児童と同居する 18 歳以上 65 歳未満の人
 - ※ 不在となるとは … 就労等(入院・通院、家族の介護、就職面接、資格取 得のための通学等も可)を理由に下校時間に保護者等が自宅にいない場合
 - **※ 個人的な趣味や旅行、買い物、休息といった理由での利用はできません。**
- (3) 開設時間 放課後児童クラブは下記のとおり開設します。
 - ①平日(月~金曜日)………午後2時30分~6時
 - ②土曜日、長期休業日、学校代休日・・・午前8時~午後6時
 - ③延長利用 午前 7 時 30 分~8 時、午後 6 時~7 時
 - ④学校行事等による早上がり時・・・・・・学校の授業終了に合わせて開設
- (4) 閉設日 放課後児童クラブは、下記の期間はお休みします。
 - ①日曜日、祝日、12月29日~1月3日、その他教育委員会が必要と認める日
 - ②前日までに翌日の利用者がいない場合(翌日は閉設)
- ①児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定を図ること (5) クラブの活動
 - ②遊びを通して自主性や社会性及び創造性の向上を図ること
 - ③その他児童の健全育成に必要なこと
 - ※クラブでは、原則、学習やスポーツなどの指導は行いません。

≪クラブでの生活の流れ(例)≫

平 日

ただいま	順次帰宅	さようなら
------	------	-------

時 刻	8	10	12	13	14		15		17	18
土曜日等	おはよう	あっそ	昼食	休息	学習・読書	あそび	おやつ	あそび	順次帰宅	さようなら

※上記は一例で、実際は各クラブによって若干異なります。

2 利用手続きについて

(1) 必要書類

- ①放課後児童クラブ利用承認(利用料減免)申請書 … 利用児童1人につき1枚
- ②支援シート(利用児童の健康状態等を記入する書類) … 利用児童1人につき1枚
- ③不在を証明する書類(就労証明書、自営業申立書等) … 18歳以上65歳未満の同居の人全員分
- ④土曜日利用申請書(土曜日利用を希望する場合のみ) … 利用児童1人につき1枚
- ⑤疾病状況及び医療用医薬品に関わる確認書(該当の場合のみ) … 利用児童1人につき1枚

(2) 利用形態

放課後児童クラブは、3つの利用形態があり、それぞれ事前の申し込みが必要となります。

利用区分	利用期間	利用の理由	利用申請書の提出期限
通年	<u>1年間</u> (1か月以上の 継続利用)	就労、入院・自宅療養、 家族の介護、資格取得	 ・4月から利用を開始する場合 →12月26日まで ・5月以降に利用を開始する場合 →利用開始月の前月10日まで
長期休業日	夏・冬・春休み (終業式〜始業式)	のための通学	・夏休み…5 月下旬から 6 月末日まで ・冬休み…10 月下旬から 11 月末日まで ・春休み…12 月下旬から 1 月末まで
緊急一時	<u>短期間</u> (1日単位)	就労、通院、就職面接、 家族の介護、学校行 事、PTA 出席等	利用日の前日まで ※月単位で利用料を請求しますので、月 をまたいで利用する場合は、1か月ご とに申請してください。

(3) 利用申請手続き

「(1)必要書類」を記入し、利用を希望する放課後児童クラブ、学校教育課または各総合事 務所へ**直接提出(保護者が持参)**してください。

なお、「(1)必要書類」は、各放課後児童クラブ、学校教育課(教育プラザ)及び各総合事務所に備え付けてあるほか、市ホームページからダウンロードすることもできます。

URL: https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/j-gaku/lifeguide-329.html または

- ※<u>利用料金に未納がある場合、利用承認はできません</u>ので、未納分の入金後に申請をお願い します。児童手当からの天引きもできますので学校教育課へご相談ください。
- ※個別支援が必要な児童は利用できません。 放課後児童クラブでは、集団で見守りを行って おり個別支援の体制を整えておりません。心配な方は事前に学校教育課へご相談ください。 ※利用児童数が定員を超える場合は、家庭状況等を確認しながら、緊急性の高い低学年から 優先的に利用承認を行います。

≪利用申請に必要な書類(不在を証明する書類)≫

利用区分	利用の理由	申請時の添付書類 (児童と同居する 18 歳以上 65 歳未満の人全員分必要)
	就	①家庭外労働…『就労証明書』 ②家庭内労働 ・テレワーク、内職:『就労証明書』 ・自営:『自営業申立書』 ・農業(販売用):『自営業申立書』
通年	入院、自宅療養	「入院計画書」「診断書の写し」等
世 十	家族の介護	「障害者手帳の写し」「介護認定書の写し」等
	資格取得のための通学	「受講証明書の写し」「授業日程表の写し」等
	出産(産前・産後各8週まで)	母子手帳の写し ※育児休業期間中は、放課後児童クラブの利用は できません。
長期休業日 (夏・冬・春休み)	※通年と同じ	※通年と同じ
	就	※通年と同じ
	通際	「診察予約票の写し」等
	就 職 面 接	「面接通知の写し」等
緊急一時	資 格 試 験	「受験票の写し」等
	家族の介護	※通年と同じ
	学 校 行 事 ほ か	学校から配付された案内文書の写し等
	出産(産前・産後各8週まで)	通年と同じ

≪利用申請に必要な書類(必要に応じ提出する書類)≫

必要書類	提出が必要な方
土曜日利用申請書	土曜日も保護者不在等により利用が必要な方
疾病状況及び医療用医薬品に 関わる確認書	支援シート中、「健康状態・アレルギー等について」の項目 で1つでも「有」に○がつく方

(4) 利用中止手続き

- 诵年利用者
 - →利用を中止する月の前月末日までに「利用中止届」を提出してください。
 - ※利用中止届の提出がない場合は、利用がなくても利用料金が発生します。また、中止後の日割り計算による返金等もありません。
- 長期休業日及び緊急一時利用者
 - →<u>期間開始日の前日までに</u>、クラブまたは学校教育課へ連絡してください。当日以降にキャンセルの連絡があった場合、利用料金をお支払いいただきます。
 - 例:「夏休みの利用申込をしたが、利用する必要がなくなったためキャンセルしたい」
 - →1 学期終業式前日までにクラブ又は学校教育課へご連絡ください。
 - 1学期終業式当日以降にキャンセルがあった場合は、夏休み利用料金が発生します。

(5) 利用承認の取り消し

- ・次の事項に該当した場合は、利用承認を取り消します。
 - ①対象児童としての要件を欠くに至ったとき
 - (例:保護者が仕事を辞めた、入院していた保護者が退院した等)
 - ②「放課後児童クラブ利用承認申請書」の内容に虚偽があったとき
 - ③保護者が恒常的に指定していたお迎えの時間を過ぎるとき (送迎を親族やファミリーサポートセンターに依頼することも可能です)
 - ④利用料金の納入が3か月以上滞るとき
- ・次の事項に該当し、集団生活における対応が困難な状況が認められるとき、利用承認を取り 消す場合があります。
 - ①お子さんが他の児童や支援員等に対して頻繁に暴言・暴力を向けてしまうとき
 - ②お子さんが頻繁にクラブ室から飛び出すとき
 - ③トイレ等の身辺自立ができないとき
 - ④常に個別支援が必要な状況にあるとき
 - ⑤上記以外で、クラブの運営上支障があると教育委員会が認めたとき

3 利用料金等について

- (1) 利用料金
 - ① 通年利用及び長期休業日利用

利月	用区分	利用料金 (基本料金)	請求方法等				
通年利用 6,000 円 /月額			利用日数に関わらず左記の料金を請求させていただきます。 <口座振替払い>				
長期	夏休み	8,000円	・各利用料金と延長利用料金を翌月末に引落し (末日が休日・祝日の場合は翌営業日)				
長期休業日利用	冬休み	3,000円	<納付書払い> ・各利用本料金と延長利用料金を翌月下旬に納付書で請求				
]利 用	春休み	3月・4月 各 2,000円	※長期休業日利用の請求は、口座振替払い・納付書払いともに利用 終了月の翌月となります。				

② 緊急一時利用(1日単位の利用)

利用区分	利用料金 (基本料金)	請求方法等
半 日 (正午をまたがない利用)	500円	利用した分の料金(左記のとおり)と延長利用分を請求させていただきます。 <納付方法は通年・長期休業日と同じ>
1 日 (正午をまたぐ利用)	800円	※半日の利用申請であっても、正午をまたいで利用した場合は1日扱い(800円)となります。

③ 延長料金

・午前7時30分から8時までの利用については、上記利用料金のほかに100円/回、午後6時以降の利用については、上記利用料金のほかに200円/回をご負担いただきます。

④ 利用を中止、キャンセルする場合の利用料金等について

- ・利用期間の途中で中止する場合、日割り計算による返金等はありません。
- ・利用承認後は利用をキャンセル、中止しない限りは、実際に利用がなくても料金が発生しますので、中止やキャンセルする場合は必ず利用開始前日までにご連絡ください。連絡なくキャンセルした場合は料金が発生します。

(2) 減免申請手続き

① 利用料減免対象者 (通年及び長期休業利用者のみ)

対 象	条 件
生活保護受給世帯	・生活保護受給世帯に認定されていること ※受給がなくても認定されていれば対象となります
市民税非課税世帯	 〈通年利用〉 ○4月から7月までに利用を開始 ・申請年度の前年度における世帯員全員の均等割及び所得割が非課税であること ○8月以降に利用を開始 ・申請年度における世帯員全員の均等割及び所得割が非課税であること ※世帯の課税状況が変更となった場合は、変更申請を提出してください。 〈長期休業日利用〉 ・申請年度における世帯員全員の均等割及び所得割が非課税であること(春休みは終業式の属する年度)
多子世帯	・同一世帯の兄弟又は姉妹が <u>同時に</u> 通年また長期休業利用をしていること

② 利用料減免額(通年利用と長期休業利用が対象となります)

利用区分	利用料金			市民税非課税世帯		多子世帯 2人目		多子世帯 3人目以降	
	(基本料金)	減免率	減免後	減免率	減免後	減免率	減免後	減免率	減免後
通年利用	6,000円	100%	0 円	50%	3,000円	50%	3,000円	100%	0 円
長期休業 (夏休み)	8,000円	100%	0 円	50%	4,000円	50%	4,000円	100%	0 円
長期休業 (冬休み)	3,000円	100%	0 円	50%	1,500円	50%	1,500円	100%	0 円
長期休業 (春休み)	2,000円	100%	0 円	50%	1,000円	50%	1,000円	100%	0 円

※生活保護世帯は全額減免、市民税非課税世帯は半額減免し、3人目以降は全額減免 ※緊急一時及び延長料金については減免とはなりません。

例: 多子世帯減免

小学3年生のAさんが通年利用しており、夏休み期間中のみ兄弟姉妹の小学5年生のBさんも放課後児童クラブを利用した場合に、利用料金はいくらになるか。

Αさん

1 **人目** 通年利用の小3のAさん 月額利用料6,000円

Bさん

2人目 夏休み利用の小5のBさん 利用料 8,000円

<多子世帯減免の対象>

- ■減免率:50%
- ■減免後利用料:4,000円



A さん 6,000 円 B さん 4,000 円 利用料金 10,000 円

③ 利用料減免申請書類

利用料減免申請は、<u>放課後児童クラブ利用承認(利用料減免)申請書内に必要事項を記入する</u>ことで利用申請と合わせて申請できます。

※申請書中、「□利用料の減免」及び「減免を申請する理由」に記入☑がない場合は減免確認を行いません。

④ 利用料減免の決定(却下)について

利用料の減免申請者全員に利用料減免決定または却下の通知書を送付します。

⑤ 減免の取消について

- ・放課後児童クラブの利用を中止したとき(再度利用申請する場合は減免申請も再度必要)
- ・利用料減免決定理由に該当しなくなったとき

(3) 納付方法

①口座振替

≪専用用紙による申請≫

『上越市市税等口座振替依頼書』に必要事項を記入後、口座引落を希望する金融機関窓口へ 提出してください。上記依頼書は金融機関ほか教育プラザ(学校教育課)にもあります。

≪web申請≫

上越市ホームページ内の申込リンクから専用サイトにアクセスし申請します。 利用できる方や手続きの流れなど、詳細はホームページを確認してください。



URL: https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/shuunou/web-kouzafurikae.html または 納め忘れのない便利な口座振替をぜひご利用ください。

【口座振替ができる金融機関】

第四北越銀行、八十二銀行、大光銀行、富山第一銀行、上越信用金庫、新井信用金庫、 糸魚川信用組合、新潟県信用組合、新潟県労働金庫、ゆうちょ銀行、えちご上越農業 協同組合の本店・各支店・出張所

- ※ 口座振替は領収書が発行されません。 領収書が必要な方は「②納付書払い」をご利用ください。
- ※金融機関等の処理状況により、ご利用される最初の月が納付書払いとなる場合があります。

②納付書払い

通年利用者は放課後児童クラブから納付書をお渡しいたします。通年利用退会者、緊急一時利用者、長期休業利用者は納付書を郵送しますので、納付期限までに金融機関<u>(ゆうちょ銀行を除く)</u>で納付してください。

また、学校教育課、各区総合事務所及び南・北出張所で納付することもできますが、<u>放課後</u> 児童クラブでは納付できないのでご注意ください。

4 放課後児童クラブ利用にあたっての確認事項

(1) 送迎について

- ・平日のお迎え、土曜日及び長期休業日利用などお子さんの送迎は、原則、<u>保護者等または申請</u>者が認める18歳以上の方でお願いします。
- ・迎えの際は、児童玄関等にある放課後児童クラブ専用インターホンを利用してください。
- ・申請書に記載のない方が迎えに来る場合は、必ず事前に児童クラブへ連絡してください。

(2) アプリ登録について

- ・放課後児童クラブの出欠連絡や必要な連絡事項の配信については、専用アプリで行っています。 通年利用、長期休業利用の方は、利用承認後、速やかに登録を行ってください。
- ・利用予定は前月の25日までにアプリへ入力してください。

(3) 緊急時の連絡等について

- ・放課後児童クラブでは毎日出欠を確認しています。通年利用、長期休業利用の方の出欠変更は、 必ず利用日の朝8時までにアプリへ入力をしてください。8時以降の変更または緊急一時利用の 方は、放課後児童クラブと学校の両方へ直接連絡してください。
- ・連絡がないまま欠席した場合は、勤務先等にご連絡させていただく場合があります。
- ・<u>放課後児童クラブでのケガ・病気などの際は、状況に応じて迎えに来ていただく場合があります。</u>
- ・緊急連絡先及び勤務先等に変更があった場合は、必ず児童クラブへお知らせください。

(4) 学級閉鎖等に伴う利用制限について

- ・インフルエンザや感染性胃腸炎などの流行による学級・学校閉鎖の際は、本人に症状がみられない場合であっても、該当する学級・学年の児童は児童クラブを利用できません。
- ・上記以外の場合でも、下表の感染症を罹患している児童は児童クラブを利用できません。利用 を再開する前に、必ずかかりつけ医に児童クラブ利用の可否を確認してください。

【かかりつけ医の確認が必要な感染症】

インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎、そ の他感染症(コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、新型コロナ等)

(5) クラブへの事前訪問について

放課後児童クラブはお子さんの生活の場です。1日も早く児童クラブでの生活に慣れ、楽しい時間を過ごせるよう、利用前に放課後児童クラブの訪問をお勧めしています。

また、各児童クラブで持ち物や生活の流れが異なりますので、事前に児童クラブ等への確認 をお勧めしています。

(6) 土曜日等の昼食について

- ①土曜日、長期休業日、学校代休日、終業式など学校給食が出ない日にお昼をまたぎ児童クラブ を利用する場合は、必ずお弁当と水筒を持たせてください。また、学校に登校せず朝から児童 クラブを利用する場合は、お弁当、水筒のほか、おやつ(1日50円程度)を持たせてください。
- ②長期休業期間中の平日に限り、昼食の配食サービスを利用することができます。注文や支払いについては保護者の責任で行っていただきます。
- ③お弁当、おやつを忘れた場合、クラブでは用意しません。必ず保護者が届けてください。

(7) 保険について

市では「学童保育事業保険」に加入しており、児童クラブ内で起きたケガ等について見舞金が支給されます。<u>見舞金は実際の治療費に関わらず、入院1日につき4,000円、通院1日につき1,500円をお支払いしています。</u>なお、眼鏡の破損等物品に対する補償はありません。

5 おやつについて

- ・夕方の延長利用時や学校に登校せず朝から利用する日は、おやつの時間を設定していますので、 **自宅から**おやつ(1回50円程度)を持たせてください。<u>児童クラブでは、用意しません。</u>
- ・児童クラブでは、お茶の提供のみ行います。

◎平日延長利用時のおやつについて

<u>平日の延長(午後6時以降)利用時は、夕食に差し支えない範囲のおやつを保護者の方からご準備いただき、事前に児童クラブに持ち込んでいただく</u>(学校には持ち込まない)こととします。

※お子さんの希望やお迎えの時間の関係から<u>おやつは不要と判断される場合</u>は、ご用意いただく必要 はありません。

◎朝から学校がお休みで児童クラブを利用する日のおやつ持参について

土曜日・長期休業日・学校代休日のように、<u>朝から学校がお休みで児童クラブを利用する日は利用</u> 児童が家からおやつを持参することとします。

※「終業式」「始業式」のように、<u>学校に行ってからクラブを利用する日</u>は、長期休業の利用日に含まれていても、<u>おやつは持参しません</u>。

◆名前を書いた袋に入れる

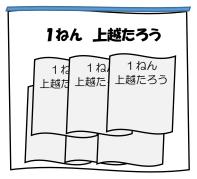
- ・他の児童のおやつと間違えないようにするため、<u>透明の</u> <u>ジッパー袋に大きく名前を書き、その中におやつを入れ</u> てください。
- ・延長利用が数日間にわたる場合は、例外的に<u>1日分ずつを記名したジッパー袋に入れ、数日間分を大きめの袋(ジッパー袋または透明なレジ袋)にまとめてお預けください。まとめて入れる袋にも必ず**記名**をお願いします。</u>

◆保護者が事前に児童クラブに持ち込む

・継続的に延長利用される場合でも、<u>一度にお預けいただ</u> くのは、多くても10日分までとします。

(補充・入れ替えについては保護者の方からお声掛けください。預かった分が残り1日分となったらクラブからお知らせいたします。)





延長利用が続く場合などに限る

・おやつは、**必ず保護者の方が、直接児童クラブに持ち込んで(預けて)ください。** (学校に行く際の荷物におやつを入れると、トラブルの原因となる場合があります)

◆おやつの量について

・1回分50円程度を目安とし、食事に支障のない程度の量で用意してください。

◆持ってきてはいけない おやつについて

- ・<u>こんにゃくゼリー、大玉のあめ、ガム、甘い飲み物は、おやつとして選ばないでください</u>。 ※のどに詰まる危険があるものは避けて下さい。
- ・その他、<u>次のものは避けてください</u>。
 - ●食べ終わるまでに時間がかかるもの ●遊んでしまうもの
 - ●夏の暑さなどで、溶けたり痛んだりしやすいもの

≪その他ご留意事項≫

- ○トラブルやアレルギー防止の観点から、子ども同士のおやつの交換はできません。
- ○<u>おやつのゴミは、入れてきたジッパー袋に入れて家に持ち帰ります。</u>

(令和8年4月現在)

クラブ名	土曜開設	開設場所	電話番号
大手町小学校放課後児童クラブ		上越市大手町2番20号(大手町小学校内)	080-4867-1917
東本町小学校放課後児童クラブ		上越市東本町二丁目2番7号(東本町小学校内)	080-4867-1875
南本町小学校放課後児童クラブ		上越市南本町三丁目9番1号(南本町小学校内)	080-4867-1866
黒田小学校放課後児童クラブ		上越市大字黒田463番地1(黒田小学校内)	080-4867-1841
飯小学校放課後児童クラブ		上越市大字飯 1 9 4 6 番地(飯小学校内)	080-4867-1671
富岡小学校放課後児童クラブ		上越市大字富岡230番地(富岡児童館内)	080-4867-1485
稲田小学校放課後児童クラブ	0	上越市稲田一丁目6番7号(稲田小学校内)	080-4867-1479
和田小学校放課後児童クラブ		上越市大字上箱井202番地(和田小学校内)	080-4867-1462
大和小学校放課後児童クラブ		上越市大和二丁目13番3号(大和小学校内)	080-4867-1418
春日小学校放課後児童クラブ	0	上越市大豆一丁目13番11号(春日小学校内)	080-4867-1269
高志小学校放課後児童クラブ	0	上越市木田三丁目1番25号(高志小学校内)	080-4867-4746
戸野目小学校放課後児童クラブ		上越市戸野目682番地(戸野目小学校内)	080-4867-4632
上雲寺小学校放課後児童クラブ		上越市大字上雲寺16番地(上雲寺小学校内)	080-4867-4559
大町小学校放課後児童クラブ	0	上越市大町三丁目2番32号(大町小学校内)	080-4867-4515
高士小学校放課後児童クラブ		上越市大字高津49番地(高士小学校内)	080-4867-4396
八千浦小学校放課後児童クラブ		上越市大字下荒浜782番地1 (八千浦小学校内)	080-4867-4349
直江津小学校放課後児童クラブ	0	上越市住吉町3番5号(直江津小学校内)	080-4867-4310
直江津南小学校放課後児童クラブ		上越市中央一丁目7番1号(直江津南小学校内)	080-4867-4292
北諏訪小学校放課後児童クラブ		上越市大字上千原165番地(北諏訪小学校内)	080-4867-4286
保倉小学校放課後児童クラブ		上越市大字上吉野146番地2(保倉小学校内)	080-4867-4257
有田小学校放課後児童クラブ	0	上越市大字安江42番地(有田小学校体育館棟)	080-4867-4062
春日新田小学校放課後児童クラブ		上越市大字春日新田1274番地(春日新田小学校内)	080-4867-3984
国府小学校放課後児童クラブ		上越市五智四丁目1番10号(国府小学校内)	080-4867-3967
谷浜小学校放課後児童クラブ		上越市大字有間川441番地1(谷浜公民館内)	080-4867-3914
高田西小学校放課後児童クラブ	0	上越市寺町二丁目20番1号(福祉交流プラザ内)	080-4867-3891
安塚放課後児童クラブ		上越市安塚区安塚2575番地(安塚小学校内)	080-4867-3801
浦川原放課後児童クラブ	0	上越市浦川原区横川321番地(浦川原小学校内)	080-4867-3735
大島放課後児童クラブ		上越市大島区大平3735番地(大島小学校内)	080-4867-3703
牧放課後児童クラブ		上越市牧区国川1550番地1(牧小学校内)	080-4867-2886
柿崎放課後児童クラブ		上越市柿崎区柿崎601番地1(柿崎小学校内)	080-4867-2877
上下浜放課後児童クラブ		上越市柿崎区上下浜569番地(上下浜小学校内)	080-4867-2470
下黒川放課後児童クラブ		上越市柿崎区柳ケ崎707番地(下黒川小学校内)	080-4867-3671
大潟放課後児童クラブ	0	上越市大潟区土底浜1889番地1 (大潟児童館内)	080-4867-3557
南川放課後児童クラブ	0	上越市頸城区上吉414番地(南川小学校内)	080-4867-3464
大瀁放課後児童クラブ		上越市頸城区百間町1134番地(大瀁小学校内)	080-4867-3408
明治放課後児童クラブ		上越市頸城区日根津2929番地(明治小学校内)	080-4867-3327
吉川放課後児童クラブ		上越市吉川区原之町1819番地(吉川小学校内)	080-4867-3158
中郷放課後児童クラブ		上越市中郷区二本木704番地(中郷小学校内)	080-4867-3062
板倉放課後児童クラブ		上越市板倉区針986番地(板倉農村環境改善センター内)	080-4867-3049
豊原放課後児童クラブ		上越市板倉区高野730番地4(豊原小学校内)	080-4867-3043
清里放課後児童クラブ		上越市清里区岡嶺新田180番地(清里小学校内)	080-4867-2279
三和放課後児童クラブ		上越市三和区鴨井710番地(三和小学校内)	080-4867-2235
名立放課後児童クラブ	0	上越市名立区車路290番地(宝田小学校内)	080-4867-2154
上越教育大学附属小学校児童クラブ		上越市西城町一丁目7番1号(上越教育大学附属小学校内)	080-4867-2993